

3. 広島県腫瘍登録事業に関する倫理規定

(趣 旨)

第1条 本規定は、広島県腫瘍登録事業に関する倫理、特に守秘義務について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この規定において、「腫瘍登録関係者」とは、腫瘍登録に直接的または間接的に関与する全ての者を指す。即ち、広島県腫瘍登録委員会、広島県腫瘍登録実務委員会、広島県腫瘍登録資料利用審議委員会の委員及び広島県医師会腫瘍登録室（以下「登録室」という。）の職員並びに受託者の職員をいう。

2. 職員とは、広島県腫瘍登録室内で事務的及び技術的業務に従事している者をいう。
3. 業務委託者とは、財団法人放射線影響研究所をいう。

(規定の適用)

第3条 この規定は、腫瘍登録関係者全員に適用する。

(広島県腫瘍登録実務委員会の委員の責務)

第4条 登録業務に直接関与する腫瘍登録実務委員会の委員は、守秘義務を厳守し、資料の取扱い等については、細心の注意を払わなければならない。

(登録室責任者の責務)

第5条 登録室の責任者（以下「責任者」という。）の責務は、以下の通りとする。

- (1) 腫瘍登録に関する守秘義務について熟知する。
- (2) 守秘義務に関し、職員に教育、指導、助言を行う。
- (3) 登録室内へ第三者の入室制限について責任を負う。
- (4) 登録資料の保管、搬出、輸送に関して責任を負う。
- (5) その他、守秘義務に関して登録室内における必要な措置を講じる。

(登録室職員の責務)

第6条 登録室の職員は、以下の事項を遵守しなければならない。

- (1) 責任者の指示に従う。
- (2) 患者情報などの関係資料の保管、整理に細心の注意を払う。
- (3) 患者情報など関係資料の登録室外への帯出には、責任者の許可を得る。

(報告義務)

第7条 登録室の作業過程、委託業務及び資料の利用者による利用の各段階において、守秘義務が侵害された可能性のある事態が生じた場合には、直ちに責任者に報告しなければならない。

2. 上記の事態が生じた場合、責任者は広島県腫瘍登録委員会で協議の上、適切な措置を講じなければならない。

(補 則)

この規定に定めるもののほか、腫瘍登録に関する倫理について必要な事項は、広島県腫瘍登録委員会の議を経て別に定める。

附 則

この規定は、平成10年12月22日から施行する。